

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年 12 月 4 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1 件

国 民 年 金 関 係

1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900319号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900039号

第1 結論

平成3年5月から同年7月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成3年5月から同年7月まで

私は、平成元年3月に結婚した当時、厚生年金保険に加入していたので、妻は、国民年金の第3号被保険者となった。その後、私は、平成3年5月に会社を退職し、同年8月に次の会社に就職したが、その合間の請求期間は、妻は国民年金の第1号被保険者となり、国民年金保険料を納付している。当然、私も請求期間は国民年金の第1号被保険者であり、妻が自分の分だけ国民年金保険料を納付したとは考えられない。私は、その後も転職したが、その合間の国民年金の第1号被保険者期間の保険料は全て納付していることから、請求期間だけ保険料を納付していないことはあり得ない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成元年3月に結婚したときから、妻が国民年金の第3号被保険者となり、その後、請求者が会社を退職してから、次の会社に就職するまでの平成3年5月から同年7月までの期間は、妻は国民年金の第1号被保険者として保険料を納付しているので、妻と同じく第1号被保険者である請求者の請求期間の保険料を、妻が納付しないはずはない旨主張しているところ、オンライン記録によると、請求者の妻の当該期間の保険料は納付済みとなっていることが確認できる。

一方、請求者は、年金手帳を2冊保有しており、この2冊以外に年金手帳をもらったことはない旨陳述しているところ、これらの年金手帳には同じ国民年金手帳の記号番号（以下、「国民年金番号」という。）が記載されており、A年金事務所が保管する「手帳番号払出一覧」によれば、当該国民年金番号は、平成6年11月4日にA市に対して払い出されたものであることが確認できる上、社会保険オンラインシステムによる氏名検索において、請求者に別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、オンライン記録によれば、請求者が平成6年10月1日に厚生年金保険の被保険者資

格を喪失したことにより、同日の国民年金被保険者資格の取得年月日が同年 11 月 9 日に入力処理されているところ、当該入力処理日と同日に請求者の請求期間に係る国民年金被保険者資格の記録が平成 3 年 5 月 30 日に遡って入力処理されていることから、当該処理日までは請求者の請求期間は国民年金の未加入期間となっていることが確認できる。

以上のことから、請求者の国民年金の加入手続は、平成 6 年 11 月頃に初めて行われたことが推認でき、当該加入手続時点では、徴収権が時効により消滅しており、請求期間の国民年金保険料を納付することができない。

なお、オンライン記録によれば、請求者の妻の国民年金の記録は、平成 3 年 12 月 10 日に、平成元年 3 月から平成 3 年 4 月までの期間が国民年金第 3 号被保険者期間と入力されたことに伴い、同日に請求期間に係る平成 3 年 5 月 30 日付の国民年金第 1 号被保険者の資格取得が入力されていることが確認できる。また、請求期間における請求者の妻に係る国民年金の納付記録は、「A 現自」と記録されており、保険料の納付年月日は不明であるものの、徴収権が時効により消滅する前に納付されていることが確認できる。

そのほか、請求期間について、請求者が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。